

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成26年4月24日

各位

2金融機関にて無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型） ～販売名称『みんなにやさしい終身保険』～の販売を開始

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、平成26年5月1日より、下記2金融機関にて『無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）～販売名称「みんなにやさしい終身保険」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

販売開始日	取扱金融機関名
5月1日	株式会社熊本銀行（頭取：竹下 英）
	株式会社親和銀行（頭取：吉澤 俊介）

「みんなにやさしい終身保険」は、高齢化の進展に伴い高齢者の平均余命が延伸する中、取扱年齢や健康状態等による高齢者の死亡保険への加入困難性に配慮し、幅広い年齢のお客さまが安心して死亡保障を確保できる、シンプルで分かり易く設計された“みんなにやさしい”保険です。

《「みんなにやさしい終身保険」の主な特長》

Point 1 50歳から95歳までのお客さまが職業告知のみでお申し込みいただけます

- ◇ 50歳から95歳までの方を被保険者として、職業告知のみでお申し込みいただけます。
医師の診査や健康状態の告知の必要はありません。

Point 2 死亡保険金額はご契約時に確定します

- ◇ 将来に向けた金額がご契約時に確定しますので、ご契約を安心してご継続いただけます。

Point 3 大切なご家族に増やしてのこせます

- ◇ 契約日から死亡保険金額は一時払保険料を上回ります。
- ◇ 死亡保険金額は契約年齢に応じて5年ごとに増加します（最大3回）。

当社は、今後ともお客さまにご満足していただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840

T&D
T&D保険グループ

1. 販売商品

無配当終身保険（死亡保険金額増加・Ⅰ型）

販売名称『みんなにやさしい終身保険』

2. 販売開始日

平成26年5月1日

【無配当終身保険（死亡保険金額増加・Ⅰ型）の販売金融機関】（五十音順にて記載）

青森銀行、大分銀行、近畿大阪銀行、熊本銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、
佐賀銀行、滋賀銀行、静岡銀行、十八銀行、親和銀行、第四銀行、千葉興業銀行、
東京スター銀行、徳島銀行、鳥取銀行、八十二銀行、百十四銀行、福岡銀行、北洋銀行、
三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、武蔵野銀行、りそな銀行
合計24金融機関

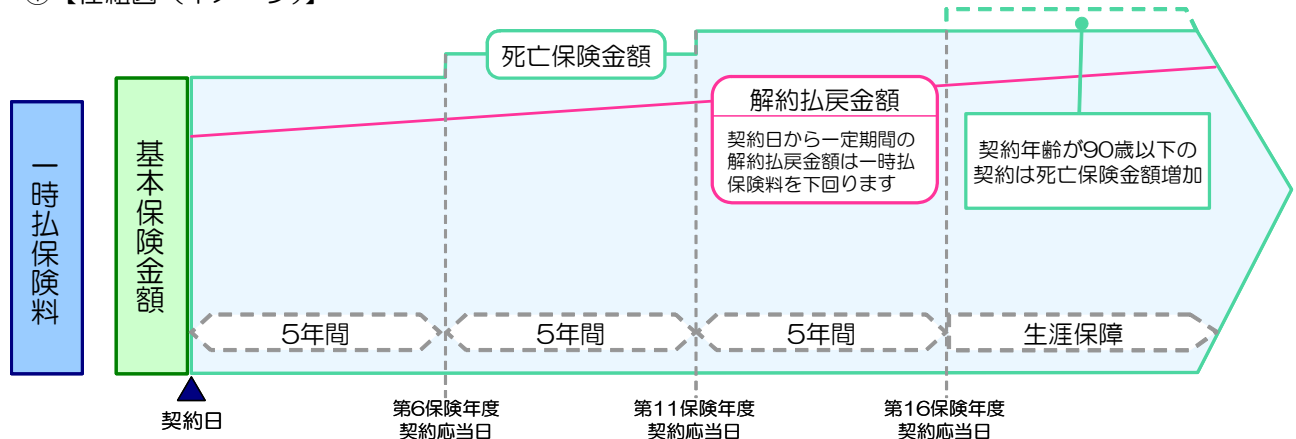
※ 上記は平成26年5月1日時点での販売金融機関を掲載しております。

※ 商品概要については、【別紙】をご参照ください。

以 上

商品概要「みんなにやさしい終身保険」

①【仕組図（イメージ）】



※仕組図（イメージ）は、減額などがあった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

②【商品概要】

契約年齢 （被保険者の契約時満年齢）	50 歳～95 歳
基本保険金額	一時払保険料に基づき設定する金額 ⇒一時払保険料を上回る金額となります。
死亡保険金額	契約年齢および被保険者が死亡した日の属する保険年度に応じた当社所定の率を基本保険金額に乗じた金額(百円未満四捨五入) ⇒第 6 保険年度および第 11 保険年度の契約応当日に増加します。 ⇒契約年齢 90 歳以下の契約は第 16 保険年度の契約応当日にも増加します。 ※契約日からその日を含めた 1 年間を第 1 保険年度といい、以降第 2 保険年度、第 3 保険年度としています。
解約払戻金額	当社の定める方法に基づき期間の経過とともに増加します。 ⇒契約日から一定期間の解約払戻金額は一時払保険料を下回ります。 ※第 16 保険年度以降における死亡保険金額が上限額となります。
付加できる特約	新遺族年金支払特約
	年金支払移行特約（Ⅰ型） ※契約日からその日を含めて 1 年を経過している場合に付加することができます（被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります）。
保険料払込方法	一時払
保険期間	終身
保険料取扱基準	1,000 万円以上（1 万円単位） ※上限額は被保険者の性別・年齢等によって異なります。
告知項目	職業告知のみ ※ご職業によってはご契約いただけない場合があります。
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品

《死亡保険金額例表》一時払保険料 1,000 万円の場合

(万円未満切り捨て表示)

契約年齢	男性				女性			
	第 1～第 5 保険年度※	第 6～第 10 保険年度	第 11～第 15 保険年度	第 16 保険年度以降	第 1～第 5 保険年度※	第 6～第 10 保険年度	第 11～第 15 保険年度	第 16 保険年度以降
50 歳	1,037 万円	1,100 万円	1,162 万円	1,224 万円	1,086 万円	1,151 万円	1,217 万円	1,282 万円
65 歳	1,016 万円	1,046 万円	1,077 万円	1,107 万円	1,048 万円	1,080 万円	1,111 万円	1,143 万円
80 歳	1,004 万円	1,015 万円	1,025 万円	1,035 万円	1,020 万円	1,030 万円	1,041 万円	1,051 万円
95 歳	1,003 万円	1,010 万円	1,017 万円		1,007 万円	1,014 万円	1,021 万円	

※基本保険金額と第 1～第 5 保険年度の死亡保険金額は同額

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。